



校長室だより

校長室の窓

文責：校長 仲上 浩一

2020年6月26日

No. 7

釜小学校

TEL 22-1840

FAX 22-1863

学校教育目標：豊かな心もち 自ら学び確かな学力を身につけ 気力あふれる 健康な児童の育成
目指す児童像：【徳】思いやりのある子ども【知】進んで学ぶ子ども【体】たくましい子ども

心も体も元気な子どもを育成するために 家族みんなではやね・はやおき・あさごはんを実践しましょう!!

私たちにできる防災教育とは・・・

～自分の命は自分で守ることのできる子どもを育てるために～



6月12日は「県民防災の日」でした。地震・津波により過去に大きな被害を受けてきた宮城県の人たちにとっては、とても重要な日です。ご存知のように、「県民防災の日」は、昭和53年（1978年）6月12日に発生した「宮城県沖地震」を教訓に制定されました。多くの保護者の皆様は記憶にないことと思いますが、私は高校3年生の時、夕方帰宅して間もなく発生した（17時14分25秒）強い揺れは、今でも覚えており、その情景が浮かんできます。マグニチュード7.4、震度5（当時は震度5弱や5強はありませんでした）ということで東日本大震災に比べれば規模は小さいように思われますが、特にブロック塀の倒壊による被害が目立ち、多くの負傷者が出ました。津波は最大30cmほどだったようですが、これを機会に宮城県の防災意識は急速に高まったと言えます。当時、人口65万人ほどだった仙台市は、50万人以上の大都市が経験した初めての都市型地震災害だったとされています。

さて私事でたいへん恐縮ですが、私の生年月日は昭和35年5月24日です。・・・と聞いて何があつた日かすぐに答えられる人はほとんどいなくなったように思います。この日は、三陸沿岸を襲ったチリ地震津波の日なのです。母親はたいへんな思いをしたようですが、当然、私自身の記憶はありません。それでも、必ず5月24日になると、「チリ地震津波発生から〇〇年が経過し・・・」とニュースや新聞に載り、子どもの頃には「たいへんな日だったんだな」という思いはありました。ところが、月日がだいぶ過ぎてしまうと、今ではほんの少ししか記事にならなくなりました。経験した人が少なくなると次第に危機感が薄れてくるのはしかたありませんが、東日本大震災を含めこの沿岸部に住む私たちは、他の土地以上に防災意識を高めていかなければなりません。

みなさん十分経験されていますので、あえて東日本大震災には触れたくはありませんが、あの教訓は少なからず後世に伝える義務が私たちにはあります。釜小学校には校舎1階約1.3mの高さまで津波が押し寄せ、約1,000人の方が避難されたと聞いています。私は、東松島市の宮戸島で教頭をしていたときに震災に遭いました。島と言っても普段は陸地と橋でつながっていましたが、その時は橋も決壊し、しばらくは島の中に閉じ込められ学校が避難所となりました。いろいろ苦労はありましたが、多くの方々と助け合い、学校が避難所として地域防災の要になるということを経験した出来事でした。

では、これからの学校における防災教育、そして地域ぐるみの防災をどう進めていったらよいのでしょうか。これは、今の学校教育の中で、たいへん重要な課題となっています。いくつかの津波訴訟の判決の中では、今後の学校防災の在り方にかかわる部分を示しています。簡単に要点をまとめてみると、次のようになります。



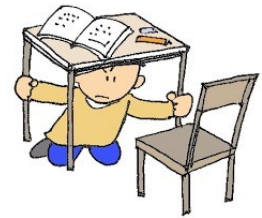
- 帰宅させると津波に巻き込まれるなどの危険性を予見できたのに引き渡した場合は、学校で保護を続ける義務に違反したことになる。
- 緊急事態下で責任者以外に引き渡したことが過失に当たる。
- 安全確保に当たる学校側の知識や経験は、地域住民よりはるかに高いレベルのものでなければならない。
- 安全についてのマニュアルの整備はもとより、その内容に実効性を持たせる訓練や意識改革が必要である。

引き渡しに関する申し合わせ事項もすでにご承知とは思いますが、次の3点は、「保護者や地域住民にも確実に周知徹底を図ること」とされていますので、くどいようですが再度確認します。

- 保護者または引き渡しカードに記載されている保護者が事前に認めた人以外の引き渡しは行わない。
- 保護者以外の引き渡し者については、身分証明となるもの（運転免許証、保険証など）で確認する。
- 被害の状況（特に津波警報以上の場合）によっては、保護者であっても引き渡しを行わない。

特に、3点目の「保護者であっても引き渡しを行わない」については、違和感をもたれる方もいるかと思いますが、県・市のマニュアルでも災害に巻き込まれると学校が判断した場合は引き渡しを行わないこととしています。もちろん釜小学校のマニュアルでも、「警報が解除されるまでは引き渡しは行わず、迎えに来た保護者の方も校舎3・4階に避難・待機していただく」となっていますのでご理解をお願いします。

さて、そういった取り決めはあるものの、災害はいつ、どこで起こるか分かりません。ですから、学校としては1年生でも「自分で判断して自分の命を守ることのできる子」を育てたいと考えています。学校では6月に2つの避難訓練を行いました。一つ目は「学校に不審者が侵入した場合」についての訓練でした。もう一つは、本日、地震・津波を想定した訓練を行いました。本来は、この地震・津波想定での避難訓練にあわせて「引き渡し訓練」を行っていたのですが、今年度はできるだけ3密を防ぐため、1年生のみの実施としました。避難訓練後、子どもたちには私から次のような話をしました。



- ◆ 避難訓練は、100点以外は失格です。99点でもダメです。たった一つができないために、ケガをしたり大切な命を失ってしまったりすることもあります。
- ◆ 自分の命は自分で守ること。いつも先生やお家の人がみなさんのそばにいるわけではありません。だから、訓練は真剣にやって、どうやったら正しい避難ができるか身に付けなければなりません。避難訓練はひとつでも間違ったり、できなかつたりすることがあってはダメなのです。それは、みんなの命が世の中で一番大切なものだからです。

宮城県では震災後、その教訓を子どもたちに伝えようと「未来へのきずな」という防災教育の副読本を作成しました。そこには、震災を経験した子どもたちの生の声が作文や詩でつづられています。本校でもこういった副読本などを使用し継続的に指導を行っています。

昨年、日本で起こった体を感じる地震は、1,564回だったそうです。ここ数年、減少傾向とは言え何と1日に4～5回は日本のどこかで地震が起きていることになります。その中で、震度5以上の地震も9回、震度4程度は31回も起こったそうです。これは世界でもインドネシアに次いで2番目に多い数だそうです。その日本の中で宮城県は、昨年1年間で178回と全国で4番目に地震の回数が多かったそうです（第1位は茨城県199回、第2位は北海道195回、第3位は岩手県192回）。地震や津波といった自然災害だけではなく、不審者による犯罪なども含め、「学校は安心・安全なところ」ということが社会的風評の中で崩れつつあります。しかし、そのことが根底にないと、学校教育そのものがゆがんでしまいます。ぜひ、ご家庭や地域の力をお借りしながら、みんなが一体となったよりよい防災教育を進めていきたいと思っております。